### 公開版

諮問番号:令和5年度 諮問第3号

答申番号:令和5年度 答申第4号

# 答 申 書

### 第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

## 第2 主張の要旨

1 審査請求人(以下「請求人」という。)の主張の要旨

詐欺に巻き込まれ、自身の収入でないものを収入とされてしまっていることから、 処分庁が令和5年1月13日付け札中央保一第34-1225号により行った生 活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第78条第1項の規 定に基づく費用徴収処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める。

- 2 処分庁(札幌市中央区保健福祉部長)の主張の要旨
  - (1) 請求人が○円を得ていたことは明らかであるところ、請求人が令和2年1月以降、処分庁宛てに提出した収入申告書にはこの金額に係る記載はない。加えて、 請求人からこの金額について挙証資料に基づく合理的な説明はなされていない。
  - (2) 本件処分は、法第78条第1項の規定に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

- 1 審理員意見書の要旨
  - (1) 事案の概要
    - ア 令和元年10月1日、請求人は、処分庁に対し、法による保護(以下「保護」という。)の申請を行い、処分庁は、当該申請を受け、請求人の世帯が保護を要する状態にあると認め、同日付けで保護を開始した。

保護の開始に伴い、処分庁は、同月18日、請求人に対し、「生活保護のし おり」を交付し、法の趣旨について説明した。なお、「生活保護のしおり」に は、収入があったとき等にはすぐに届け出なければならず、この収入には、借金、祝い金、賠償金、慰謝料等あらゆる収入が含まれる旨が記載されていた。

- イ 令和2年3月27日及び令和3年3月26日、処分庁は、請求人に対し、「生活保護のしおり(ダイジェスト)」を送付した。なお、「生活保護のしおり(ダイジェスト)」には、「生活保護のしおり」と同様の記載があった。
- ウ 令和3年7月29日、処分庁は、請求人が新型コロナウイルス感染症生活困 窮者自立支援金の申請をしているとの情報提供を受け、請求人に未申告収入が ある可能性が判明したことから、同年8月4日及び同月12日、○銀行及び社 会福祉法人北海道社会福祉協議会(以下「道社協」という。)に対し、法第2 9条の規定に基づく調査を行った。
- エ 令和3年8月18日及び同月30日、処分庁は、前記ウの調査に対する回答を受領し、請求人に、道社協による生活福祉資金の特例貸付(緊急小口資金・総合支援資金)のほか、独立行政法人福祉医療機構(以下「福祉医療機構」という。)や各保険会社からの入金等、複数の未申告収入の疑いがあることを確認したため、同年9月1日及び同月6日、福祉医療機構、各保険会社及び各金融機関に対し、法第29条の規定に基づく調査を行った。
- オ 令和3年11月29日、前記工の調査に対する回答が出揃い、処分庁は、請求人に、未申告の疑いがある収入(合計:〇円、期間:令和元年12月5日から令和3年8月16日まで)が存在することを確認した。
- カ 令和4年2月1日、処分庁は、請求人に対し、「生活保護のしおり」を交付し、法の趣旨について説明した。

なお、処分庁は、本件処分とは別の理由により、法第62条第3項の規定に基づき、令和4年1月1日付けで請求人の世帯の保護を廃止したが、請求人が新たに保護の申請を行ったため、同日付けで再び保護を開始している。

- キ 令和4年2月4日、処分庁は、前記カの保護の開始に伴い行った法第29条 の規定に基づく調査に対する回答を受領し、請求人に、前記オの収入以外に、 未申告の疑いがある収入(令和3年9月14日付けで○から入金された○円) が存在することを新たに確認した。
- ク 令和4年3月25日、処分庁は、請求人に対し、「生活保護のしおり(ダイジェスト)」を送付した。

- ケ 令和4年12月7日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、本件処分に関する協議・検討を行った。
- コ 令和5年1月13日、処分庁は、前記オ及びキの収入の合計額である○円の うち、○円を未申告収入と認めた上で、請求人が不正に保護を受けていたもの と判断し、この額に相当する支弁済みの保護費に○円(○円に100分の40 を乗じて得た額)を加算した○円について、本件処分を行った。
- サ 令和5年1月19日、請求人は、本件処分があったことを知った。
- シ 令和5年4月13日、請求人は、札幌市長に対し、本件処分の取消しを求め、 審査請求を行った。

## (2) 判断

ア 本件処分に当たり、処分庁は、○円について、請求人の収入として認定したものと認められるところ、その判断を裏付けるものとして、①これらの収入が、いずれも請求人名義の口座に入金されているため、請求人のものであると言わざるを得ず、これを覆す事情もないこと、②道社協による生活福祉資金の特例貸付のうち、緊急小口資金について、札幌市社会福祉協議会の担当者から、申請を受ける際に請求人と面談を行っており、同時に免許証の写しの提出を受けているため、申請者は請求人で間違いない旨を聞き取ったこと、③道社協による生活福祉資金の特例貸付のうち、総合支援資金について、道社協の担当者から、申請は郵送でのみ受け付けているところ、申請書の署名欄に請求人の署名があり、請求人の本人確認書類も同封されていたため、申請者は請求人であると判断した旨を聞き取ったこと等を挙げている。

これに対し、請求人は、福祉医療機構による年金担保貸付や道社協による生活福祉資金の特例貸付を受けたこと等は認めるものの、未申告収入とされた入金の大部分について、自ら費消したことを否定している。

しかし、これまでに請求人が示した資料は、いずれも未申告収入でないことを根拠付けるには不十分であると言わざるを得ないことから(例えば、請求人が提出した、膝用サポーターの写真及びパンフレットのみをもって、令和2年4月27日付けで○から入金のあった○円について、請求人が母に代わって当該膝用サポーターを購入した際の立替分であることを証明したことにはならず、また、高校生等奨学給付金のパンフレット及び請求人の子の氏名等が記載

された手書きのメモのみをもって、令和元年12月5日付けで〇から入金のあった〇円について、請求人が自ら費消していないことを証明したことにはならない。)、〇円を請求人の未申告収入として認定した処分庁の判断について、違法又は不当な点があるとは認められない。

- イ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成18年通知」という。)に照らすと、請求人は、「不実の申請その他不正な手段」(法第78条第1項)により保護を受けたものと認定せざるを得ない。よって、請求人に対し、同項の規定を適用した処分庁の判断について、違法又は不当な点があるとは認められない。
- ウ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年通知」という。)に照らすと、未申告収入と認定した〇円に相当する支弁済みの保護費に加算措置を適用した処分庁の判断について、違法又は不当な点があるとは認められない。
- エ その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- 2 審理員審理の経過(日付は、令和5年)

<b>г</b> Я О П	審査庁(札幌市長)が、請求人が行った審査請求に係る審理員2	
5月8日	名を指名し、その旨を審理関係人に通知	
6月6日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出	
7月12日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出	
7月25日	口頭意見陳述の実施	
0 8 1 6 8	審理手続の終結(審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び	
8月16日	審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知)	
8月23日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出	

## 第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同旨である。

第5 本審査会調査審議の経過(日付は、令和5年又は6年)

9月20日	審査庁が、本審査会に諮問
2月6日	第1回調査審議(令和5年度第5回札幌市行政不服審査会)

## 第6 本審査会の判断の理由

- 1 本件処分の法的根拠等について
  - (1) 収入に係る届出の義務等について
    - ア 法第61条においては、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、 すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」と規定されている。
    - イ また、保護の実施機関においては、法第61条の規定による届出を受け、被保護者の収入認定を行った上で、保護の要否・程度を算定している。この収入認定については、「適正に届出が行われたことを前提として適用されるもの」であることから、「意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである」とされている(「生活保護手帳別冊問答集 2022年度版」(中央法規出版株式会社発行)445ページ)。

#### (2) 保護費の徴収について

- ア 法第78条第1項においては、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県 又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、 その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収すること ができる」と規定されている。
- イ また、平成18年通知のIV4(1)において、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」とは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる」とされている。
- ウ さらに、平成24年通知の「4 不正受給に対する徴収金への加算」において、加算措置を適用することが妥当であると考えられる場合として、①収入申告書等の提出書類に意図的に虚偽の記載をする、又は偽造、改ざんするなど不

正が悪質、巧妙であるとき、②過去に保護費の不正受給を繰り返し行っていたり、必要な調査に協力しないなどの状況があるとき、③不正受給期間が長期にわたるものであるときが例示されており、当該加算措置を適用するか否かの判断に当たっては、不正の事実の発覚後、事実確認に協力的であることや不正に受給した金銭の返還に積極的に応じる意向を示すなどの状況についても合わせて考慮することとし、原則として保護の実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行う必要があるとされている。

## 2 本件処分について

# (1) 未申告収入について

次のとおり、資産申告書(令和元年10月1日、令和2年11月11日、令和3年8月1日及び同年12月28日提出)に記載されている請求人名義の各口座に、合計○円が入金されていることから、請求人は、同額の収入を得ており、そのことを認識していたものと認められる。

### ア 〇銀行関係

令和元年12月5日	0	〇円
-----------	---	----

備考 左欄は入金日、中欄は入金した者、右欄は金額を示す。以下同じ。

### イ ○銀行関係

令和元年12月19日	0	〇円
令和2年1月29日	0	〇円
令和2年4月8日	0	〇円
令和2年4月27日	0	〇円
令和2年5月8日	0	〇円
令和2年7月7日	0	〇円
令和2年8月17日	0	〇円
	合計	O円

### ウ 〇銀行関係

令和2年4月27日	0	〇円
-----------	---	----

### エ ○銀行関係

令和2年7月21日 ○ ○円
----------------

令和2年9月4日	0	O円
令和2年10月1日	0	O円
令和2年11月18日	0	○円 ※
令和2年11月20日	0	O円
令和2年12月23日	0	O円
令和3年3月22日	0	O円
令和3年5月6日	0	O円
	合計	O円

※ 実際の振込額○円との差額(○円)については、保証会社に支払う費用として天引きしたものであることを、処分庁が○から聴取している。

## オ ○信用金庫関係

令和3年9月14日	0	〇円
-----------	---	----

- (2) 「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたことについて
  - ア 処分庁は、請求人に対し、前記(1)アの $\bigcirc$ からの入金 $\bigcirc$ 円があった令和元年 12月から本件処分が行われた令和5年1月までの間に、少なくとも $\bigcirc$ 円の保 護費を支弁したことが認められ、この額は、 $\bigcirc$ 円(前記(1))を上回るもので ある。
  - イ 請求人は、法第61条の規定に基づき、収入について変動があったときは、速やかに、処分庁にその旨を届け出なければならないにもかかわらず、それぞれ入金のあった直後の収入申告書(令和2年1月10日、同年2月12日、同年5月1日、同年6月13日、同年7月7日、同年8月5日、同年9月9日、同年10月6日、同年12月8日、令和3年1月18日、同年4月12日、同年5月6日及び同年9月15日提出)及び資産申告書(令和2年11月11日、令和3年8月1日及び同年12月28日提出)のほか、その後に提出されたこれらの申告書にも○円(前記(1))に係る記載がなかったことが認められる。
  - ウ さらに、処分庁は、請求人に対し、令和元年10月18日及び令和4年2月 1日に「生活保護のしおり」を、令和2年3月27日及び令和3年3月26日 に「生活保護のしおり(ダイジェスト)」を交付し、又は送付したことが認め られる。

- エ 前記(1)の認定及び前記アからウまでの事実を基に総合的に判断すると、請求人は、○円(前記(1))の収入について届け出なければならないこと、また、これを届け出た場合にはその分の保護費が支給されず、又は既に支給された保護費を返還しなければならないことを認識しながら、これらの事態を避けるためにあえて事実を届け出ず、収入申告書及び資産申告書に意図的に虚偽の記載を行った、すなわち、「積極的に虚偽の事実を申し立てた」又は「消極的に事実を故意に隠蔽」した(平成18年通知のIV4(1))ものと評価されるものである(前記1(2)イ参照)。
- オ したがって、請求人が法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」 により保護を受けたとして、同項の規定を適用した処分庁の判断に不合理な点 は認められない。

## (3) 徴収金の加算について

- ア 前記(2) エのとおり、収入申告書及び資産申告書に〇円(前記(1))の収入に係る記載を行わなかったことは、意図的に虚偽の記載を行ったものと評価されるものであることから、本件は、平成24年通知の4①「収入申告書等の提出書類に意図的に虚偽の記載をする、又は偽造、改ざんするなど不正が悪質、巧妙であるとき」に該当する。
- イ また、請求人の「不実の申請その他不正な手段」による保護の受給は、前記 (1)アの○からの入金○円があった令和元年12月5日から、同才の○からの 入金○円があった令和3年9月14日までの約1年9か月もの長期間にわたって行われていることから、本件は、平成24年通知の4③「不正受給期間が 長期にわたるものであるとき」にも該当する。
- ウ さらに、不正の事実の発覚後、不正に受給した金銭の返還に積極的に応じる 意向を示すなどの状況は認められない。
- エ 加えて、令和4年12月7日に行われた保護実施審査協議(ケース診断会議) において、徴収金の加算について総合的な検討が行われたことが認められる (以上前記1(2)ウ参照)。
- オ 「加算して徴収する金額は、罰則の趣旨で徴収するもの」(平成24年通知の4)であり、前記アから工までを踏まえると、本件は極めて悪質な事例であることから、本件に係る徴収金の加算については、法第78条第1項に定める

上限の「その徴収する額に100分の40を乗じて得た額」とするのが相当である。

- カ したがって、支弁された保護費 $\bigcirc$ 円に $\bigcirc$ 円( $\bigcirc$ 円に100分の40を乗じた額) を加算した額( $\bigcirc$ 円) を徴収するべきである。
- (4) 請求人の主張及びこれに対する判断について

### ア 請求人の主張

請求人は、次のとおり、前記(1)の収入から控除を適用すべき金額がある旨を主張しているものと認められる。

(ア) 前記(1)アの〇からの入金〇円について

この入金は高校生等奨学給付金であるところ、請求人と別世帯である請求 人の長女及び三男の就学のために、当該長女及び三男を監護している請求人 の元妻に渡したものであり、請求人の収入ではない。

- (イ) 前記(1) ウの〇からの入金〇円について この入金は請求人の母の代わりに膝用サポーターを購入した際の代金で あり、請求人の収入ではない。
- (ウ) 前記(1)イの〇からの入金〇円(〇円及び〇円の合計)について この入金は請求人の長男(以下「長男」という。)が加害者とされた事故 について、長男に肩代わりして請求人が相手方に支払った金銭が不当利得金 として請求人に返還されたもの(〇は、請求人の訴訟代理人弁護士が所属す る〇法律事務所)であり、請求人の収入ではない。
- (エ) 前記(1)イの○からの入金○円、○からの入金○円及び○からの入金○円(○円及び○円の合計)、同工の○からの入金○円(○円及び○円の合計)、○からの入金○円、○からの入金○円、○からの入金○円及び○からの入金○円並びに同才の○からの入金○円についてこれらの入金を把握しているものの、第三者の言いなりになって当該第三者に渡したことから、自分の収入ではない。

なお、前記(1)エの○からの入金○円については、審理員が実施した口頭意 見陳述において、「こちらの方が悪いということは分かっている」との発言が あったとおり、争いはない。

イ 請求人の主張に対する判断

前記1(1)イのとおり、収入認定については、適正に届出が行われたことを前提として適用されるものであることから、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきとされている。

したがって、前記(2)オのとおり、同(1)の収入について、「不実の申請その 他不正な手段」により保護を受けた請求人に対しては、全て費用徴収処分の対 象とすべきであることから、前記アの請求人の主張を認めることはできない。

### (5) 結論

前記(1)から(4)までのとおり、本件処分は法令に基づき適正に行われたものであり、請求人の主張はいずれも理由がない。その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められない。また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

## 札幌市行政不服審查会

委員(会長) 片桐由喜

委員 中島正博

委 員 津田智成